

月刊

新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

総務

1
2016
JANUARY
No.647

月刊総務電子版
<https://ww.e-manager.jp/>

特集

2016年、総務への提言
**戦略総務になるために
今日から始める10か条**
会社の成長にコミットできる総務に!

第2特集

マイナンバーとも密接に関連?
個人情報保護法改正のポイント

総務のマニュアル

総務担当者が知っておきたい
労働安全衛生法の基礎

月刊総務オンライン <http://www.g-soumu.com/>

○税務トピックス

源泉徴収票等へのマイナンバーの記載

二〇一五年一〇月二日に所得税法施行規則等の改正が行われ、いわゆる「番号法」施行後の二〇一六年一月以降も、給与などの支払いを受ける方に交付する源泉徴収票等へのマイナンバーの記載は行わないこととなりました。これは、郵便事故などによる情報流出のリスクが高まるといった声に配慮したためです。

一方で、税務署に提出する源泉徴収票等には個人番号の記載が必要です。改正前は、支払いを受ける方に対し交付する源泉徴収票等も本人等のマイナンバーを記載して交付しなければならないこととされていた。なお、二〇一五年度分として発行する源泉徴収票等へのマイナンバーの記載は、従来通り必要ありません。

台風一八号で被害を受けた際の税務手続き

所得税の確定申告の時期が近づいてきました。

還付申告の方は二〇一六年一月一日より申告書の提出が可能となります。その中でも自然災害を受けた場合には、申告・納税等に係る納税猶予・申告期限延長・雑損控除等の適用等を受けられます。

二〇一五年度は主に台風一八号の影響により被害を受けた方が該当します。国税以外にも、自治体により市民税・県民税・固定資産税等の減免等の申請を受け付けているところもあるようです。まずは最寄りの税理士・税務署へ確認することをお勧めします。

●執筆/税理士法人 AKJ パートナーズ